

第7回

平成28年6月2日

著作物 と著作権

杉山 務

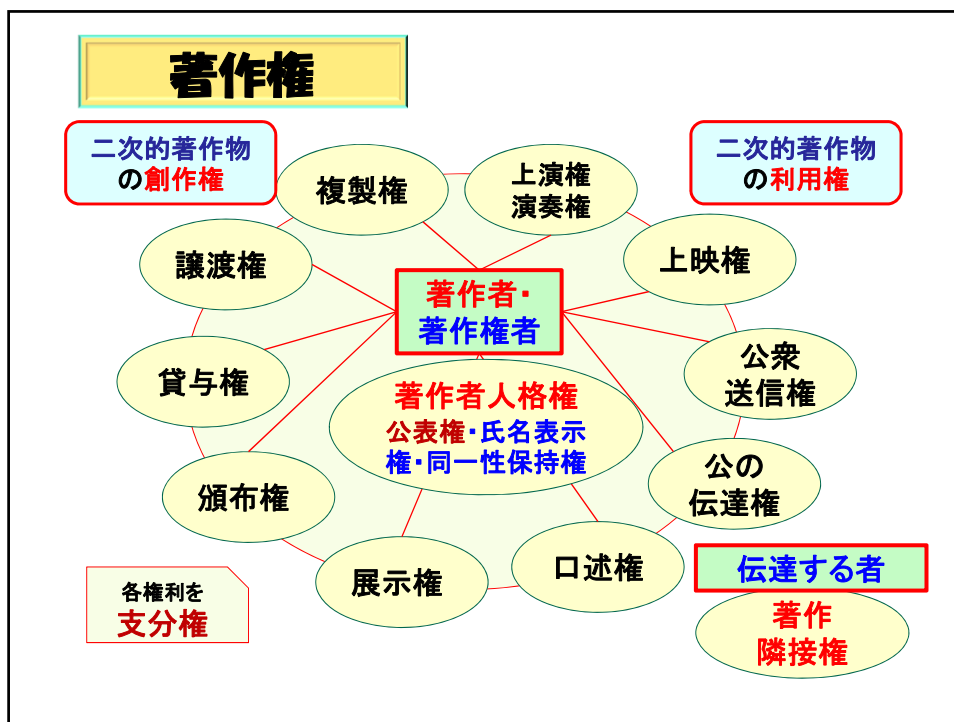
著作物

10条

著作物の例示 (おおむね次のとおり)

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の**言語**の著作物
- 二 **音楽**の著作物
- 三 **舞踊**又は**無言劇**の著作物
- 四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術**の著作物
- 五 **建築**の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型
その他の**図形**の著作物
- 七 **映画**の著作物 八 **写真**の著作物
- 九 **プログラム**の著作物

他に 二次的著作物, 編集著作物, データベースの著作物



城の定義事件

東京地裁 060425



城に関する定義

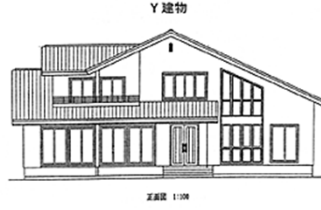
「城とは人によって住居、軍事、政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防禦的構築物をいう」

定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は、この種の学問的定義の文の構造や、先行する定義や説明に使用された文言と大差はないから、本件**定義の表現形式に創作性は認められない。**

学問的思想としての本件定義は、学術研究の分野において、プライオリティを有するものとして尊重されることがあるのは別として、著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。

積水ハウス事件 大阪高裁160929

(資料1)



木造住宅「シャーウッド」シリーズの最高級品「エム・グラヴィス ベルサ」のカタログに掲載された建物

外観において相違があり

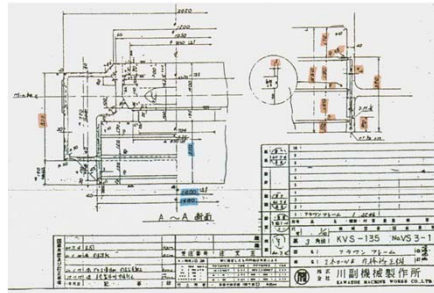
5

丸棒矯正機事件

大阪地裁040430

- ・ 本件設計図は、原告の設計担当の従業員らが研究開発の過程で得た技術的な知見を反映したもので、機械工学上の技術思想を表現した面を有し、かつその表現内容には創作性があると認められる。したがって、原告本件設計図はそれぞれ丸棒矯正機に関する機械工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面たる著作物にあたる
- ・ 原告矯正機の如き実用の機械は、建築の著作物とは異なり、それ自体は著作物としての保護を受けるものではない(それと同一性のある機械を製作しても複製にはならない)

丸棒矯正機とは、
特殊形状の二本以上のロールを用いて、金属の丸棒製作工程中に生じた丸棒材の曲がりを真っ直ぐに矯正するとともに、表面切削後の荒れた表面を磨いてつややかにする機能を有する機械



6

青い海のまち・みさわ

東高判050909
最二判081014

映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、著作物と認められるに足りる**映画が完成することが必要**であるから、いまだ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはなく、**未編集の状態であるフィルム**については、著作物と認めるに足りる映画はいまだ存在しない。撮影収録された映像が、それ自体で創作性、著作物性を備えたものというべき場合、当該フィルムに撮影収録された**映像著作物**の著作権は、監督としてその撮影にかかわった**著作者に帰属**する。



wiki

7



著作物？ 猿が著作者？

カメラ所有者が著作者？

カメラマンが「Wikipediaに掲載されているサルが写った写真の著作権は自分にある」として掲載中止を訴えた

ウィキメディア財団が「写真の著作権はシャッターを押して自画撮りを行ったサル本人にある」として訴えを却下

野生動物の生態を写真に収める活動を行っているカメラマン
2011年にインドネシアに滞在して絶滅危惧種の一つであるクロザルの生態を撮影していた

1匹のクロザルのメスがカメラに興味を抱いて接近。そのまま手にとってじっくり回しているうちにシャッターが押され、自分にレンズが向いた状態で撮影する「自画撮り」の写真を何枚か撮影

2014年08月07日

<http://gigazine.net/news/20140807-wikipedia-refuse-photo-deletion/>

自撮りサルに著作権を＝米愛護団体、裁判所に訴え

【ロサンゼルスAFP＝時事】米動物愛護団体「動物の倫理的扱いを求める人々の会(PETA)」は22日、インドネシア中部スラウェシ島に生息するクロザルによる「自撮り写真」の著作権はサル自身にあると訴え、サンフランシスコの連邦裁判所に訴訟を起こした。PETAは「この訴訟が成功すれば、動物に財産権が認められる初の事例となる」と意気込んでいる。

話題のサルは6歳の「ナルト」。英国の自然写真家デービッド・スレイターさんが2011年に同島で撮影した写真を使い、サンフランシスコの出版社から出した本の中に、ナルトが自撮りした写真2枚が含まれていた。PETAは「米国の著作権法では動物が著作権を持つことを禁じていない」と強調している。

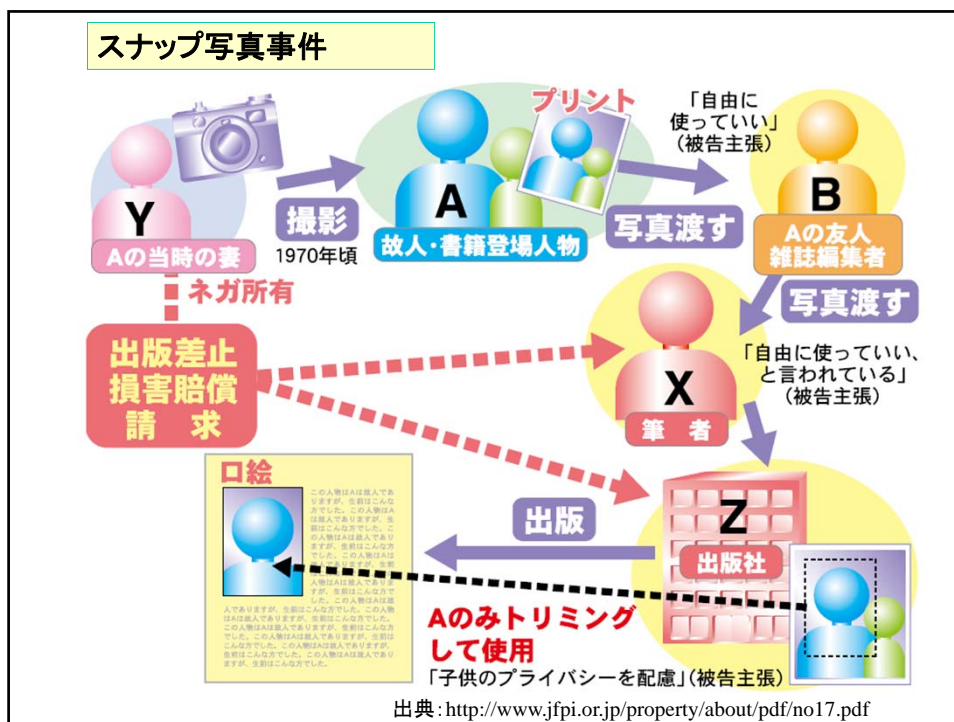
一方、スレイターさんは著作権は自分にあると主張。三脚に設置したカメラから数分間離れた隙に、ナルトが写真を撮りまくったと説明している。(2015/09/23-16:09)

真田広之ブロマイド事件

東京地裁620710

肖像写真は、静止した被写体をカメラで撮影し、その機械的、科学的作用を通じて被写体の表情等を再現するものであるが、かかる肖像写真であつても、被写体のもつ資質や魅力を最大限に引き出すため、被写体にポーズをとらせ、背景、照明による光の陰影あるいはカメラアングル等に工夫をこらすなどして、単なるカメラの機械的作用に依存することなく、撮影者の個性、創造性が現れている場合には、写真著作物として、著作権法の保護の対象になる。

ブロマイドが若年のファン層を対象とする性格上、撮影に際し、被写体の長をひきだすべく被写体にポーズ、表情をとらせ、背景や照明の具合をみながらシャッターチャンスをつかむ、ファンの好みそうな表現のときをねらって撮影を行っている。本件写真は被告の営業として販売する意図のもとに製作されたものの、撮影者の個性、創造性を窺うことができ、証明書用の肖像写真のように単なるカメラの機械的作用によって表現されるものとは異なり、写真著作物となる。



スナップ写真事件

知財高裁190531

家族の**スナップ写真**の書籍無断掲載をめぐって、その写真の創作性や著作権侵害性が争われた事案

原告が、プロのカメラマンやアマチュアカメラマンではなく、本件写真が日常生活のなかで撮影されたスナップ肖像写真であるからといって、氏名表示の利益がなくなるものではない。

複製権及び同一性保持権(「東京アウトサイダーズ」事件)

写真を撮影する場合には、**家族の写真**であっても、**被写体の構図**や**シャッターチャンス**の捉え方において撮影者の創作性を認めることができ、著作物性を有する

露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等に工夫を凝らしたことによる創作性が必要ともいえない

ご清聴 ありがとうございました。